

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 神奈川県
（氏名） A

上記被審人に対する平成17事務年度（判）第3号証券取引法違反審判事件について、証券取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官内田博久、審判官入木雅和、同国分貴之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金31万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成18年4月10日（月）

2 事実及び理由

(1) 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

被審人Aは、東京都渋谷区渋谷3丁目12番22号に本店を置き、情報通信ネットワークを利用した情報提供サービス及び情報処理サービス等を目的とし、その発行する株券が株式会社大阪証券取引所ヘラクレスに上場されている株式会社ガーラに勤務し、業務管理等の業務に従事していたものである。

同人は、平成17年6月1日、その職務に関し、同社の業務執行を決定する機関が、株式会社Bと業務上の提携を行うことについての決定をした旨の事実を知り、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表前の同月16日、東京都所在のC証券株式会社を介し、大阪府大阪市中央区北浜1丁

目 8 番 1 6 号所在の株式会社大阪証券取引所において、自己の計算において、株式会社ガーラの株券 1 株を買付価格 1 2 0 万円で買い付けたものである。

(2) 法令の適用

法第 1 7 5 条第 1 項、第 1 6 6 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号ヨ、同法施行令第 2 8 条第 1 号

(3) 課徴金の計算の基礎

$$(1,510,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 株}) - (1,200,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 株}) = 310,000 \text{ 円}$$

平成 1 8 年 2 月 8 日

金融庁長官 五味 廣 文